年郵政省令第四十六号）第一条第二項第三号に規定する中継電話をいう。事業者設備識別番号の呼に係る料金が当該事業者設備識別番号に係る着信側の利用者に課される機能を付加して提供されるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が当該第一種指定電気通信設備を設置する者と同程度以上とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

○法務省令第七号

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）を実施するため、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月一日

法務大臣　小泉　龍司

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　［略］ ［第一節・第二節　略］ 第三節　登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の八） 第四節　［略］ 第三章　［略］ ［第一節・第二節　略］ 第三節　［略］ 第一款　［略］ 第二款　所有権に関する登記（第百五十六条の二―第百五十八条） 第二款の二　相続人申告登記等 第一目　通則（第百五十八条の二―第百五十八条の十八） 第二目　相続人申告登記（第百五十八条の十九―第百五十八条の二十三） 第三目　相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記（第百五十八条の二十四―第百五十八条の二十七） 第四目　相続人申告登記の抹消（第百五十八条の二十八―第百五十八条の三十） 第二款の三　ローマ字氏名の併記（第百五十八条の三十一―第百五十八条の三十三） 第二款の四　旧氏の併記（第百五十八条の三十四―第百五十八条の三十七） ［第三款～第六款　略］	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の六） 第四節　［同上］ 第三章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　［同上］ 第一款　［同上］ 第二款　所有権に関する登記（第百五十七条・第百五十八条） ［第三款～第六款　同上］